

所得税等の取扱い

修習給付金の支給又は修習専念資金の貸与に伴い、所得税・住民税及び社会保険に関する手続が必要となる場合がありますので、遗漏のないように留意してください。

個々の司法修習生の事情によって、具体的な手続の要否、時期や方法等が異なります。手続の詳細や不明な点については、住居地を管轄する税務署等関係機関に問い合わせたり、各健康保険組合や住居地を管轄する市区町村のウェブサイトを参照するなどして確認を怠らないようにしてください（司法研修所及び実務庁会においては、問合せに答えることはできません。）。

◎所得税・住民税

修習給付金のうち基本給付金及び住居給付金は、所得税法上の「雑所得」に該当するため、確定申告の対象となります。

特に、2年目（平成31年分）については、大多数の方が確定申告をしなければならないと予想されます。詳細は、税務署に問い合わせるなどして確認してください。

（注）（1）源泉徴収は行われません。

（2）必要経費として控除することができる経費はありません。

また、基本給付金及び住居給付金は、所得税のほか、住民税の課税対象になります。

詳細は、各市区町村のウェブサイトを参照するなどして確認してください。

◎健康保険

現在、国民健康保険に加入している方は、採用後も同保険への加入を継続することになります。

他方、勤務先企業の健康保険組合等の被用者保険に加入している方や、ご家族が加入している保険制度（企業の健康保険組合等）の被扶養者として認定されている方については、国民健康保険への加入等の手続が必要となることがあります。

詳細は、健康保険組合や市区町村等に問い合わせるなどして確認してください。

◎年金

現在、第1号被保険者に該当する方は、採用後も資格の変更はありません。

他方、被用者年金制度（厚生年金等）の被保険者として第2号被保険者に該当している方や被扶養配偶者として第3号被保険者に該当している方は、原則として第1号被保険者への変更が必要となります。

詳細は、年金事務所や勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

（参考）国民年金法7条1項（被保険者の資格）（抄）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（以下「第1号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第2号被保険者」という。）
- 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）

◎その他

(1) 扶養控除について（現在、親族等に扶養されている場合）

親族等に扶養され（扶養する親族等を、以下「扶養者」という。），所得税法上、扶養者の控除対象配偶者や控除対象扶養親族等となっている場合、原則として控除対象から外れることになります。そのため、扶養親族等を変更する扶養控除等（異動）申告書を扶養者の勤務先に提出する（扶養者が給与所得者の場合）等の手続が必要になります。

詳細は、扶養者の勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

(2) 支払通知書等の発行について

修習給付金の支給及び修習専念資金の貸与については、司法修習生に対し個別の支払通知書等は発行しません。各種手続に必要がある場合には、最高裁判所ウェブサイトに掲載されている交付日一覧や振込を受けた金融機関の預貯金通帳等を利用して下さい。